

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で困っている人は、しばらくの間、家賃をもらうことができます。
- もらうことができる人：
 - ・ 2年以内に、仕事をやめて、収入が減った人
 - ・ 仕事をやめて、収入が減った人と同じ様子の人
- もらうことができるお金は、
(東京都特別区の人のお金)
1人の世帯: 53,700円, 2人の世帯: 64,000円, 3人の世帯: 69,800円
です。
- もらうことができる期間は、3か月間です。
※ 仕事を探すことをまじめにしている人は、さらに3か月長くすることができます(9か月まで長くすることができます)。
- 申し込み方: 住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。

コールセンター: 0120-23-5572 (平日のみ午前9時から午後5時まで)

(厚生労働省ホームページ)

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/en/index.html>